

2015年2月4日

原子力規制委員会
委員長 田中 俊一 様

日本共産党島根県委員会
委員長 後藤 勝彦

原発ゼロの島根を求める申し入れ

大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じた福井地裁判決（2014年5月21日）は、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」全体を「人格権」とし、これを超える価値を「他に見出すことはできない」と断言しました。

判決では、原発から250km圏内の居住者は「原発の運転によって直接、人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」とし、日本全国のほとんどが原発稼働時の危険地域であることを指摘しました。また、昨年8月26日の福島・原発避難自殺訴訟では、原発事故による避難と自殺の因果関係を認めました。

これらの判決は、「人類は原発とは共存できない」ことを明確にしめしました。

福島原発事故から4年が経とうとしています。しかし、事故原因はいまだ究明されておらず、放射能汚染水の問題は非常事態に陥っています。そして、いまだ12万人もの住民が避難生活を余儀無くされ、原発被害に苦しめられています。このような事態での原発再稼働など論外であります。

また、新規規制基準には、福島事故の教訓は反映されておらず、欧州連合で採用されている、核燃料溶融時の対応設備や格納容器の二重化なども盛り込まれていません。その上、何より、住民の避難計画は審査の対象外になっています。これでは、安倍政権が強調する「世界最高水準」の基準など到底言えないではありませんか。

中国電力は、規制委員会の指示に従い、宍道断層など原発周辺活断層の再調査を実施しました。中電は、宍道断層の長さは22kmと再特定しましたが、住民や専門家からは多数の疑義の声が上がっています。また、専門家が全国のGPS観測データを観測した結果、山陰地方でも地下にひずみが集中し、大地震を引き起こす未知の活断層の存在が明らかとなり、原発に対する県民の不安はますます高まっています。

島根県民の願いは、原発のない安全・安心の島根をつくることです。以上の立場から、原発ゼロの島根を求める立場で、下記5点を申し入れます。

記

1. 島根原発を含め、全国の原発の再稼働に向けた活動を断念すること。
2. 中国電力の行った活断層調査は、鳥取沖西部断層や鳥取沖東部断層との連動性を評価するうえで不十分であり、再調査を指示すること。
3. 専門家が指摘した鳥取県から島根県にかけての地下の「ひずみ集中帯」の徹底した調査を実施すること。
4. 「ひずみ集中帯」と宍道断層などの連続性・連動性を徹底調査すること。
5. 安定ヨウ素剤の事前配備にあたって、ヨウ素過敏症の有無を住民健診や学校健診等で掌握し、記録・指導を行い、実践時に役立てること。